

令和6年由仁町議会第4回定例会 第1号

令和6年12月17日(火)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、由仁町議会道外行政視察報告
 - 4、総務産業常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度由仁町一般会計補正予算について）
- 7 議案第 1号 由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について
- 8 議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 4号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 5号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について
- 12 議案第 6号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 7号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 8号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 15 議案第 9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 16 議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 17 議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 18 議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について
- 19 議案第13号 南空知消防組規約の変更について
- 20 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 21 会議案第1号 由仁町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 意見書案
第1号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について
- 23 意見書案 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について

第2号

24 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大島敏弘君
	5番	野市裕司君		6番	佐藤英司君
	7番	中村隆浩君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	山	下	真	白

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。
よって、令和6年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 早坂君、1番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

- 2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。
本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月13日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として専決処分承認1件、条例の制定案1件、条例の一部改正案3件、令和6年度各会計補正予算案8件、規約の変更1件、人事案1件の計15件であります。議会提出案件として会議案1件、意見書案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計4件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案等については全て単独上程といたしません。

本会議及び議事の日程は、1日目、17日は日程第1から日程第19まで、2日目、18日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については12月17日、18日の2日間とすることで意見の一致を見たところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月17日と明日18日の2日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（後藤篤人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和6年8月から10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の由仁町議会道外行政視察報告をいたします。閉会中に実施された道外行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の総務産業常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務産業常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

総務産業常任委員会委員長から報告を求めます。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は、地域公共交通の現状と課題についてで、令和6年10月2日水曜日に実施いたしました。出席委員は記載のとおりです。

令和6年10月からデマンドタクシー事業のエリア拡大、デマンドバス事業については本格運行となることを踏まえ、現状と課題を把握するため本調査を実施しました。

地域公共交通事業に関わる法体系の説明のほか、推進中の事業の現状と課題について説明を受け、デマンドタクシー、バス双方ともに利用者や町民の要望等を把握しながら運行日や時間、エリアの見直しなどを加えてきたことにより利用者数が定着し、増加傾向にあるなど、おおむね順調に事業は進められていることを確認しました。

今後の課題としては、運行委託事業者の高齢化などにより事業の拡大や継続に困難があること、利用方法や支払い方法など利便性の向上に関することなどを確認しています。

なお、デマンドタクシーのさらなる運行エリアの拡大については、法規制や民間バス事業者等との兼ね合い、地域内の公平性の担保などのほか、財源なども含め政策的判断を要

するが、未運行エリアの住民要望があることも含め課題として捉えています。

地域公共交通に関わる事業は、今後ますます高齢化が進む中、町民にとって極めて重要な行政サービスであり、今後も町民のニーズを把握しながら質の向上が図られることを期待します。

以上で総務産業常任委員会町内所管事務調査の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（後藤篤人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和6年第3回定例会以降の行政事務についてご報告いたします。

第1点目は、デマンドタクシーの運行状況についてであります。これまで川端、東三川、岩内方面につきましては既に有限会社由仁ハイヤーによりデマンドタクシーを運行しているところでありますが、令和4年9月に中央バス岩見沢三川線が由仁駅までの運行に縮小されたことを受けまして、その後三川方面の足の確保について検討、協議を重ね、準備を進めてきました。その結果デマンドタクシーを運行する体制が整いましたので、本年10月、新たに町直営で運行エリアを拡大したところであります。新たに運行エリアを拡大したデマンドタクシーの運行状況についてであります。11月末現在の利用登録者数は51人、10月、11月の2か月間の利用者数は延べ78人、実人数で22人となっており、計画運行日数に対する運行率は48.6%、運行した日の1日当たりの平均利用者数は4.6人となっております。これまで利用対象地域での説明会や広報紙などによる周知のほか、受付専用電話を設置するなど利用登録の促進や利便環境の整備に取り組んでいるところでありますが、引き続き利用者の増加に向けた取組を進めてまいります。

第2点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稲につきましては、農林水産省が12月10日に公表した作況指数は全国で101、北海道で103、南空知で103のやや良で、10アール当たりの収量は南空知で578キログラムとなっております。品質につきましては、くず米の発生がやや多かったものの、シラタと呼ばれる腹白、乳白粒の発生が少ない状況となりました。たんぱく値につきましても平年より低めとなっており、ゆめぴりかのたんぱく値7.4%以下の米の出荷率、いわゆる基準品出荷率は道内全体の数値を上回る82%となっております。出荷の状況につきましては、11月末現在で10万556俵、1等米の出荷率は99.7%となっております。てん菜につきましては、糖度は15.8%と平年をやや下回ったものの、生育が良好に進み、収量は10アール当たり8トンを超え、過去最高の見込みであります。大豆につきましては、しわや裂皮の発生も散見されますが、汚粒の発生も少なく、2等級中心の検査状況となっております。収量につきましては、小粒大豆、大粒大豆ともに10アール当たり5俵程度と平年を大きく上回る豊作年となりました。タマネギにつきましては、わせ品種は平年を上回る収量とな

りましたが、なかて、おくて品種は高温、干ばつの影響を受け、総じて10アール当たり5.3トンと平年並みとなっております。バレイショにつきましては、高温、干ばつの影響により小玉傾向となり、収穫後に塊茎腐敗、食用部位である塊茎が腐敗する症状が見られました。正品としての収量につきましては、食用バレイショは10アール当たり2.7トンと平年をやや下回り、種バレイショは10アール当たり3.1トンと平年並みとなっております。花卉につきましては、他産地の規模縮小及び輸入品の減少により、年間を通じて高値での推移となりました。そのため、生産戸数、出荷本数は減少しておりますが、販売額は12年連続で3億円を超えております。本年は、高温が一部収量、品質に影響を与えたものの、総じて平年を上回る作況となったところであります。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、LED化事業の社会教育施設の照明器具LED化工事につきましては、勤労福祉センターは9月30日、ゆめっく館は10月31日に完成いたしました。健康元気づくり館、自由通路照明器具LED化工事は、既に工事は完了しており、現在工事書類の整理を行っているところで、12月20日に完成の予定となっております。次に、土木事業の三川本通り線道路改築工事は10月30日に完成しました。最後に、農業集落排水事業のヤリキレナイ川改修支障下水道施設布設替工事は、10月1日に着工し、現在污水ポンプ及び動力制御盤の製作を開始しており、進捗率は25%、来年3月14日に完成の予定となっております。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和6年第3回定例会以降の教育行政諸般について3点ご報告いたします。

第1点目は、ゆに教育の日の取組についてであります。この取組については、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に、11月1日をゆに教育の日と定め、様々な取組を実施しているところであります。その取組内容についてですが、11月1日に町内小中学校、認定こども園、保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、昨年度より14名多い延べ198名の保護者や地域の方々に子供たちの授業や活動の様子を見ていただいたところであります。また、11月25日に各小中学校の児童生徒の代表合わせて13名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。今年度は、「部活動地域移行ってなんだろう？～私たちの放課後や休日が変わる！？～」をテーマに、学校に導入した1人1台端末を活用しながらグループで話し合いが行われました。子ども教育委員で話し合われた内容は、今後の部活動の地域移行の参考として各教育関係会議でお知らせする予定であります。また、ゆめっく館では11月をゆに読書月間と定め、同館の利用促進や本に親しむきっかけづくり、さらには家庭での読書習慣や機会を増やすことを目的に、古本市や秋の絵本展を開催したところであります。このほかにも由仁町文化連盟、由仁町教育振興会が共に主催する由仁町文化祭で児童生徒の作品を展示したところであります。

第2点目は、小中一貫教育の取組についてであります。令和2年度から義務教育9年間を通して学校、家庭、地域と一緒に子供たちを育てていくことを目的とし、小中一貫教育を進めております。今年度は中1ギャップの解消のため合同授業を増やすことができたところです。小学校6年生が中学校に出向き、9月10日に音楽の授業を、11月18日には体育の授業を中学生と一緒に実施したところであります。また、中学校の教員が小学校へ出向き、6年生へ国語、数学、理科の中学校1年生の導入授業を各教科3回実施予定であります。理科については10月31日に1回目の授業を行ったところであります。

第3点目は、北海道医療大学との連携協定についてであります。令和10年、北広島市に新たなキャンパスを設置予定であります北海道医療大学と人的、知的資源の交流と物的資源を活用した相互の連携に向け、今月25日に町と協定の締結式を行う予定で準備を進めているところです。北海道医療大学は、知育、徳育、体育の統合による全人教育の理念の下、昭和49年に開設され、医療や福祉に携わる多くの人材を輩出している大学であります。連携する主な内容ですが、北海道医療大学への町長推薦の実施や由仁町での医療や福祉分野でのフィールドワーク、ボランティアの受入れ、地域産業の振興や人材育成に関することなどがございます。協定締結後に大学と詳細を詰めながら、様々な分野でより一層連携を深め、協力関係を構築してまいります。

教育行政報告は以上3点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、1名の議員から通告されております。

質問者、浮田君の発言を許します。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 地方自治のありようについて町長にお伺いしていきます。

過疎地における地方自治体のありようは、各自治体の首長さんにより様々あります。自治体中の財政、教育体制、医療体制、福祉体制等、各課における行政サービス等の町民が必要としているであろう各サービスについて伺います。

9月議会の町長答弁では、当町の抱える山積した行政課題、町民のニーズにしっかり対応する、効率的な財政運営、また町民にとって必要なものは残し、必要なものはつくる政策を進める等、当町がきらりと輝く自治体としてすべきことはするのだと、そういう意気込みが伝わりました。町民に対する政治の責任は、政治家である町長、あなたです。きらりともっと輝くよう、また町民の安心、安全を担保できるように的確な政治判断をして自治を前に進めていただきたい。

それでは、質問に入っていきます。まず最初、救急搬送の体制について。救急医療現場の……

○議長（後藤篤人君） 浮田君、提出された一般質問のあれから見たらちょっと順番違うのですけれども、それはいいのですか。

○1番（浮田孝雄君） 順番は書いていませんよ、私は。

○議長（後藤篤人君） 私どもで紙頂いたやつこういうふうに順番に書いていっているのですけれども。

○1番（浮田孝雄君） いやいや、だからこれには書いていないのだから。それはそっちで、あなた方が作ったのだろう、1番、2番って。そうではないだろう。

○議長（後藤篤人君） 議運のほうで……暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

大変失礼いたしました。そのまま進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 引っかかりましたので、違うやつにします。

スマートフォン、タブレット端末の実態についてお伺ひいたします。各地の小中学校で生徒によるスマートフォンまたはタブレット端末の使い方が大きな問題となっております。スマートフォンやタブレット端末で撮られた写真をSNSに上げられたり、またPCに上げられたりで家族含めての被害がどんどん増えています。また、生徒においては事件となり、書類送検される事案が多発しています。当町における小学校、中学校において生徒のスマートフォンの持込みはどのようになっているのか、また命の安全教育の取組はどのようになっているのか、町長、お伺ひいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のスマートフォン、タブレット端末の実態についてのご質問につきまして、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） この件については私のほうから答弁させていただきます。

当町の小中学校でのスマートフォンの持込みについてですが、小学校では持込みを禁止しています。中学校では保護者からの要望があることから、学校への持参を認めております。持参する場合は担任に登校時に預けて下校時に受け取るということにしております。

学校で生活している時間にスマートフォンに触れることはないという状況です。タブレット端末については、教育委員会で貸与している物品以外の学校への持込みはスマートフォン同様の取扱いとなっております。子供たちがネットトラブルに巻き込まれ、被害を受け、あるいは犯罪に加担することがないように命の大切さを理解し、自分自身や他者の命を守る意識を育み、学校や家庭、地域社会が協力して安心した学校生活を送ることができるよう今後も指導に努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 小学校は禁止と、中学校は一応保護者からの要請があって持込みは認めると。だけれども、学校授業終了時までには保管すると、使えないと。再度そこを確認しておきます。その終了時、また生徒にスマートフォンを返すとき、これは下校時ですか。学校から自宅に帰るときに返すのか、それとも6時間の授業が終了した時点で返すのか、それはどうなっていますか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 現時点では下校時なのか6時間目が終了後なのか確認できておりませんので、また後から、確認してから報告させていただきます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） なぜこれを質問するかというと、これは子供の、特に義務教育の小学校、中学校の児童生徒、これがまだ北海道はそうでもないですけども、内地のほうではインターネットを見てもこの事件性というものがすごいです。本当にすごいです。そこに教育としてきちり子供方にお互いの人権を守るのだよと、お互い尊重しましょうねと、こういうような一つの教育課程がないと、子供らはそうでしょう。もう恐らくゲーム感覚でスマートフォンをやっているはずだ。先日も中学生の女の子が事件に遭われた被害者を脅迫した事件がありましたよね。これもSNSです。これはどっちにとっても大変なことです。女の子の親にしても大変、脅迫を受けた被害者のほうは何でという、ここの不条理というものを起きないようにまず教育課程の中できちり教えていかないと、結局授業時間中はスマートフォンをうちで預かりますから、そういう事件は起こりませんよって、とんでもない話です、これは。その教育体制としてきちり指導していくと答弁お願いします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 現在のデジタル社会ではいつトラブルに巻き込まれたり、被害を受けたり、逆に気づかぬうちに加害者側に加担してしまっているということがあってもおかしくないという状況、そういう時代だと思います。学校では道徳とか、それから総合学習の時間で人権教育の一つとしてSNSをはじめとした情報モラルとかネットトラブル

に関する教育を行っております。あと、保護者、家庭に対しては学校だよりを通じて家庭内でのインターネットに対するルール設定、トラブルが発生した場合の警察や関係機関に相談すること等を啓発しております。

あと、具体的な取組としては学校の先生方の授業だけではなくて関係機関からも講師を招いて指導を進めています。例えば人権擁護委員による人権教室とか、警察署によるネットトラブル防止教室、あとライオンズクラブさんによる思春期の心の教育とか、あとICT支援員によるネットモラルの授業、それから生徒が主体となった取組としてははじめゼロ宣言の集会とか、そういうふうな形でいろんな形で学校、それから家庭への周知を行っている、こういう状況です。これをもっと今後強化していきたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 今るる説明されましたけれども、対策としてはもう既に取って実施していると。それはそれで結構です。問題は結果です。いろいろ子供たちに指導しましたよと、実際これは教科の中でしています。これは私も分かります。問題は、結果はこっちなのです。こっちではないのです。結果が違うほうに出たときにどう判断しますか、これ。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） そういうふうに子供たちに、そういう悪い、浮田議員が言われるような悪い結果が出ないような取組を進めておりますが、万が一そういうふうな結果が出た場合は警察も含めて関係機関と共有しながら対策を取っていくということになると思います。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君、それ今4回目ですので、終わってください。

○1番（浮田孝雄君） 結局児童生徒のスマートフォン、タブレット端末による事件、これは全て当該学校では命の安全教育だとか、先ほど言われた道徳だとか、総合学習の一環としてやるとか、これはやっているのです。やっているのだけれども、実際事件が起きるのです。そこをもう一度しんしゃくされて、十分過ぎるぐらい、とにかく人に迷惑はかけないのだよと、お互い尊重しようと、そういう教え方をお願いしたい。

次に行きます。救急搬送の体制についてお伺いします。救急医療現場の逼迫を背景に、救急車の安易な利用を減らすため、一般病床200以上の病院へ紹介状なしで搬送され、医師が緊急性がないと判断した場合、患者さんには選定療養費が発生します。このような取扱いをする自治体はどんどん増えてきています。当町での救急搬送体制、また搬送先病院の決め方、選定療養のありよう、どのようになっているのか、またどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の救急搬送体制についてのご質問にお答えをいたします。

救急医療体制を維持するために、緊急性の低い患者が高度医療を提供する医療機関に搬送された場合、搬送する場合、選定療養費を徴収する取組が一部の都道府県や地域において開始されております。北海道では現在のところこのような取組は行われていないものと承知しておりますが、逼迫する救急医療体制を北海道全体としてどのように維持していくのか今後の動向を注視してまいります。

さて、当町では町立診療所が救急告示診療所の認定を受け、診療可能な範囲で急病者の受入れを行っております。町立診療所と南空知消防組合由仁支署の救急隊では平成31年度より救急搬送、救急医療対応についての打合せに努めてまいりました。救急要請があったとき、搬送先医療機関の選定は救急隊が行い、医療機関に受入れを要請しますが、外科処置が必要な明らかな外傷や骨折、脳血管疾患が強く疑われるなど一刻も早く専門医療機関に搬送が必要な場合を除き、要請があったものについては診療所においてまずは受入れを行うよう努めているところでございます。一方で、緊急性が低い場合でも救急車を呼ぶ理由の一つに病院へ行く方法がないといった話を耳にすることがあります。当町におきましては、このような利用に対応するため診療所駆けつけサービスを新たにスタートしたところであります。この由仁町独自の先進的なサービスの展開によりまして救急医療現場を守り、また住民が安心して暮らせるよう今後とも努めてまいります。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 救急搬送について、基本的に町民の認識としてはこの選定療養という、ここの仕分の部分は理解されておられません。やはりここはきちっとPRしていかないと救急体制に差し障りが出てくると、私はそう考えます。

それで、もう一つお尋ねしたいのは、救急体制、本当の軽微な人方の119番をなるべく避けるために札幌に救急安心センター、これは一年中看護師さんが電話番をしております。ところが、そこに加盟している市町村で近隣では栗山町、それと南幌町かな、結局栗山にお話聞きに行きました。そうすると、年間約100件栗山の住民から相談があります。これは直接栗山ではなくて札幌につながりますから、その電話の対応しているのは医療関係者の看護師さんです。ところが、もっと調べていくと内地のほうでは民間に委託している。医療従事者ではない、こういうところもあります。それで、ここは難しい質問になりますけれども、由仁町が救急安心センターさっぽろとつながると、こういう政治的な判断というのは町長、どうでしょう。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいま浮田議員の救急安心センターの件についてでございますが、この件につきましては札幌市が創設した制度でございまして、私が保健福祉課長のときに南空知消防組合を中心に議論したものでございます。私が保健福祉課長、当時の町長は竹田町長であったはずですが、これを突き詰めていきますと、なぜ札幌市がそのようなものを

つくったかといいますと、札幌の医療機関に他の圏域から救急車がたくさん来ることを防ぐために設置した救急安心センターであります。したがって、私は竹田町長と協議の上、かつ長沼町の意見もお聞きして、由仁町は消防と現在進めております救急体制で由仁にとっては十分間に合うということで、あえて多額な費用を払ってまでこれに加盟して搬送する必要はないということで加盟することをやめました。

なお、栗山町と南幌町が新たに加入したということについては残念ながら私は把握はしておりませんでした。現在のところそれに新たに加入する必要性はまだないものと考えております。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 私も同じ考え方です。この一つの例として総務省の各日本列島の自治体のくくり方、この中の一環として連携中枢都市圏、定住自立圏、この2つありましたよね。由仁町は今回定住自立圏のほうに参加すると。これは北海道は札幌と旭川と、結局都市部の20万人以上の人口がない限りはできないと。ところが、由仁町の近隣、岩見沢は5万人以上と。ここのくくり方の中でこの救急安心センターなるものは、恐らくこれ総務省の奥の手というのですか、これを出せば各自治体は首をうんというだろうと。先ほど町長が説明された答弁で私もそれは全部理解しております。私も大反対です、これには。ただ、由仁の町民のこれは命を守る救急体制ですから、ここはきちりと町民に教えていかなければならない。結局その障害の部分の程度の問題、これは非常に難しいです。なった本人でないと分からない緊急性があります、これは。そこで、総務課長、お尋ねしたい。この乗車に関する拒否、救急車に対する乗車に対する拒否、これは救急隊員が現場でできるのですか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの総務課長に指名されてのご質問でございしますが、ここで制度的にどうのこうのと言うことはできませんが、たしかご家族の方1名は同乗することが可能だというふうに私は把握をしているところであります。全く乗せないということはないというふうに私は考えておりますし、またそういう実態、その現場にも立ち会っております。

○1番（浮田孝雄君） 議長、ちょっと答弁が違うから。いいかい。

○議長（後藤篤人君） もう一回だけ。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） そのお尋ねではなくて、119番に電話をかけられた方の障害程度、実際救急車に乗せて、その判断を救命士の方々ができるのですかという質問なのです。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） それはできないことです。救急救命士にその判断を下すことはできないと思っております。

○議長（後藤篤人君） 次の質問ですか。

○1番（浮田孝雄君） 難しい問題です、これは。ですけれども、由仁町の町民の安心、安全、命を守るため、あらゆる手段を救急体制の中に取りっていただきたい。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 最後に私から。

救急搬送という大変難しいといいますが、町民にとって重要なお話をいただきました。お話はお聞きになったこともあるかもしれませんが、いつとは言いません。かつて診療所において救急車の搬送の受入れを断っている、拒否しているという、そういう事案がありました。町民の方に本当に不安を増幅するような、そういった対応でありました。町立病院、診療所に転換してから町民の皆さんのそういった不安をなくすこと、医師を増員することも確かに必要であります、町民のそういった不安を解消することも病院を町民のために残す理由の一つだということで、先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり、救急隊員とドクターが協議をして救急搬送についての対応を打合せをしていると、こういうことを重ねて今日に至っているわけです。

ご質問をいただきましたので、直接浮田議員の質問とは関係がないのかもしれませんが、あえて一言だけ言わせていただきますと、恐らく議員各位も町立病院の診察を受けたとき、急患が入りますという、そういった看護師の声を聞いて、あの廊下の待合室のところに座りながら町民の皆さんが診察を待っているところに担架に乗せられた町民が通っていくのです。私は、救急搬送というものは救急車を呼んで、救急車に乗せて、病院に送り込めばいいというふうには考えておりません。病院に送り込んで初めてドクターの前に患者さんを送り届けて、さあ、診察するぞ、ここまでが搬送体制だというふうには考えております。そう考えますと、搬送体制の問題は確かにありますけれども、では受入れ先の町立診療所はどうなのだと。町民がみんな廊下に待っているのです。個人情報なんかあるわけではないですか。どここのおばあちゃんが担架に乗せられて運ばれていったよって、もしかしたら家族、親戚の方が知る前にそこに来ていた患者さん方が、誰々が運ばれていったということがもう町中に広がってしまうと、そんなことだって起こり得る、そういった病院なのです。ですから、体制を強化することは救急車の問題もあるけれども、受け入れる病院側のきちんと救急搬送される方は入り口、出口を別にして違うところから入れる、診察を受ける患者さんの目に触れないようにきちんとドクターのところに届けるということも私は必要だと思っています。その機能が今うちの診療所にはない、私はないと思っています。ですから、そこもきちんと早急に整備をする、これが救急搬送体制の整備だというふうには私は思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤篤人君） 次の質問でお願いします。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 次の質問は生活保護制度についてお伺いいたします。

日本国憲法第3章第25条で国民の生存権が示されています。第2次大戦後、GHQにより憲法の改正を指示され、憲法草案が提示されました。この草案には残念ながら生存権の主旨がなく、帝国憲法改正委員会の決議を得て25条に主旨が加味されました。この25条により困窮する全ての人に最低限の生活を保障し、自立を助ける、そういうことで昭和21年に生活保護制度が施行されました。以来裁判で問題になってきたのが最低限の生活保障とは一体何を指すのかということです。生活必需品の保有制限により不幸な事例が起り、その都度改善され今日に至っております。相も変わらず保護されている世帯の声がなかなか届かない状況が続いています。生活必需品の保有制限は、生存権の主旨からいうと本末転倒の制限です。現在生活保護世帯に対し保有制限している用品は何なのか、またそれを制限しなければならない理由を説明していただきたい。また、基準額の積算、非常時における臨時的、特例的な措置についても説明していただきたい。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の生活保護制度についてのご質問にお答えをいたします。

生活保護世帯に対し保有制限している用品につきましては、貯蓄型の保険、株券などの有価証券、処分価値が大きいまたは使用していない不動産、貴金属など資産と位置づけられているものが該当になります。生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を促すことを目的とするセーフティーネットであります。資産を持っている方については、原則全ての資産を売却し、預貯金や自身の能力を活用してもなおかつ最低限度の生活が維持できない場合において初めて生活保護の受給が検討されるものであることから、国において資産とみなされる用品等の保有を制限しているものであります。

次に、生活保護の基準額につきましては、要保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地等のほか、健康状態などによる特別な事情を考慮して、最低限の生活を行うために必要な生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8つの扶助により生活保護費が積算されております。さらに、非常時における臨時的、特例的な措置といたしましては被服費であります。おむつ代や寝具など。入学準備金、家具什器費、最低生活に必要な生活用品代、住宅維持費、家の補修費などあります。通院交通費が支給要件を満たすことによりまして別途支給されることとされております。

生活保護制度の申請は、地域を所管する福祉事務所において受け付け、支給の決定を行います。当町におきましては福祉事務所を設置していないことから、保健福祉課が窓口となりまして生活保護の申請を受け、福祉事務所であります北海道空知総合振興局へ必要書類を提出しているところであります。今後とも生活保護を必要としている方が適切に生活保護を開始できるよう北海道と連携しながら窓口業務を対応していきたいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 生活保護制度の基本についてお話お伺いいたしました。この基準表を見てもなかなか私らは理解できません。実に複雑になっております。それで、基準に関して見直しが5年ですか、たしか。5年ごとに生活保護基準費の見直しをすると。これは町長、あなたの意見も採択されるのですか、それともあくまでも厚生労働省、上からだと落ちてくる話なのですか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 私の意見は採択されません。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） この生活保護、確かにありがたい制度です。25条の生存権、この条項によって生活保護法、また障害者、身障者の法律、国民健康保険の法律、国民年金の法律と、これは全部生存権に関わってできた法律です。問題は、先ほどお尋ねした最低限の生活保障、これは厚生労働省としては、難しい質問ですけれども、例えば一般労働者の年収、200万なら200万と一つのターゲットは必ずあるはずですよ。その辺りはどうなのでしょう、つかんでいますか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ご質問の生活保護の制度についてであります。私ども先ほどお答えしましたように福祉事務所を設けておりませんので、私どものほうから意見、照会等は一切ございません。私どもは、生活困窮しているの、相談に来られた方に生活保護の制度の説明をします。その上で申請をする、しないというのは原則町民の方に委ねるわけです。あなたは資産を持っているから生活保護を申請しても駄目ですよということは私どもは一切言いません。こういうことは行政手続法の違反になりますので。制度をしっかりと説明して、そして最終的に申請に来られた方、そして家族の方とご相談して申請をします、あるいは申請するのをやめますというのが当町におけるいわゆる福祉事務所を設置していない自治体の生活保護に係る事務の進め方です。ですから、浮田議員のただいまのご質問等には、法定受託事務でありますので、私どもでは一切権限がありませんので、全くそのようなことで報告するということがございません。

○議長（後藤篤人君） この質問に関してはもう4回目になりますので。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 一番問題なのはそこなのです。今言われた受託事務だからという。これは国の制度としてあるというのは町民皆さん大体理解しております。問題は、足りない部分、保護費では足りない部分の政治的判断というのは、これは当該町村の首長さんでできるはずですよ。手法はいろいろあるでしょう。例えば障害者の車の所有の問題です。買物

に行く手段、病院に行く手段、これとしては必要だと。これは調べていくと日本列島あちこちで認めている自治体がたくさんあります。問題は使用者の利用の問題です。これはやはり過去からずっと問題になってきている。だけれども、実際当町の場合公共交通機関が次から次、中央バスにしても、夕鉄バスにしても、もう撤退していると。その中で、それでは由仁町で生活していく上で病院に行くのに、または買物に行くのにタクシーを使っている。そういう相談も受けました、実際に。だから、受託事務は分かりますけれども、本当に由仁町の生活保護者の困っている部分、これは町長の政治判断として助けることはできないのですか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 助けることができる、できないというご質問に対しては、助けることは可能であると思います。しかし、その場合にはきちんと町民の皆さんの理解を得ることと、あるいは予算が伴うものについては議会議員の皆様方の審議を経て、それが本当に必要なかどうかという、そういった判断をいただかなければ私個人で進めるわけにはいかないと考えております。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） それでは、質問を継続していきます。

次の質問は、年収の壁、その問題についてです。今話題となっている年収の壁引上げの影響についてですが、当町で財政の影響について試算されたかお伺いいたします。

また、地方自治の根幹を揺るがすような税改革です。税収の減収はサービスに重大な支障があります。北海道町村会ではどのような対応をしているのかお伺いいたします。

また、試算として103万円以上幾らまでの試算をしているのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の年収の壁引上げの影響についてのご質問にお答えをいたします。

地方税は、議員ご指摘のとおり地方自治体が住民サービスを展開するための基幹となる貴重な自主財源であります。現在国で議論されている年収の壁引上げによる当町の財政への影響についてであります。引き上げられる額やその手法についてはまだまだ確定的な状況ではありませんが、いずれにしても当町の財政に対しては大きな影響を及ぼすものと認識しているところであります。

また、北海道町村会の対応についてということではありますが、現在国、政権与党で議論されておりますことから、静観をするという、そういうスタンスであります。

なお、影響額を試算した結果につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） それでは、影響額の試算結果について説明をさせていただきます。

年収の壁引上げ額につきましては現在種々議論が進んでいると認識しておりますが、所得税と同様に住民税においても基礎控除額が75万円引き上げられた場合、いわゆる壁の額が178万円に引き上げられた場合になります。本年の町民税当初賦課ベースで最大約7,558万円の減収となる試算結果となったところであります。この額につきましては、令和5年度の個人町民税現年課税分の決算額2億2万円と比較いたしますと37.8%を占める額となります。

また、引上げの幅についてであります。この壁となる額を116万円から150万円までの間で試算した結果であります。減収となる額はそれぞれ約1,533万円から5,102万円と見込まれるところであります。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） いずれにしても、今回の国会、それから来年度の国会と、この2つの国会を通さない限りはなかなか実態が出てこない。ただ、提案された政党については昨年度も約束したけれども、いたしませんときれいにひっくり返されて失敗した経験がある政党であります。今回一応政府としてはやりましようとは言っていますけれども、また同じ、財源保障ができないと赤字国債を組むのですかと、こういう論法でまたひっくり返すかもしれない。これはまだ来年度になってみないと分からない状況です。ただ、当町としてはいずれにせよ、103であろうが130であろうが160であろうが178であろうがある程度の心積もりをしていかないと、これは町民に対するサービスの削減につながりますから、そこは十分に考えておいてください。

それで、お伺いしたいのは全国知事会が今月アンケートを各新聞社に取られました。そこで反対する知事は一人もいませんでした。その47名のうちの21名が賛成です。どうぞやってくださいと。北海道を含む残りの25の地域は何とも言えません。実に知事会自体が意見の一致、国民に対する責任があまりにもなさ過ぎると。それで、先ほど町長に北海道町村会はどんなふうになっているのだいとお聞きしたのです。ところが、11月に町村会の会長さんがテレビインタビューで大変これは困りますと、そういう発言していました。もうちょっと強い言葉でないと霞が関を動かす力にはならない。減額した分を例えば国が補填する、交付税措置をする、これはまだ何の話も出ておりません。結局は各自自治体にまた特例起債をなささいよと、起債した分はうちで後で交付税に算入しますよと、恐らくこの手法で政府は乗り切っていくのだらうと、そう見ております。

そこで、町長さんにお聞きしたいのは、町民の自治を守るため、また道民の自治を守るために北海道町村会、活を入れてほしい。もう北海道町村会は一つの北海道民に対する政治団体だよと、北海道政党、それを名のるぐらいの腹積もりで政治家として国の政府とぶつかって行ってほしい。どうでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 力不足ではありますけれども、しっかりと要望していきたいと考えております。

ただ、せっかく機会をいただきましたので、今回の年収の壁の問題なのですが、私は非常に残念であります。確かにこれを提示した政党はそれなりの主張を持って対応しているわけですから、それはいいと思います。だけれども、先ほど教育の問題でも浮田議員からお話がありましたが、どうしてこの国は大学生のアルバイトで稼ぐ収入まで全く考えないで対応していかないと駄目なのかなと。大学生の本業は勉強することです。これは私はないがしろにされていると思います。こんなことを言う政治家はニュース見ているもまだ2人しか分からないです。これは私は大きな問題だと思います。

ご質問とはちょっと趣旨が離れますけれども、この問題は単に金額の問題だけではなくて、やはり物価上昇にあえぐ日本のいわゆる今の世の中のそういった問題を露呈していると思います。そして、議員が先ほど申された、決まっていなかったからこれは分からないのだということでもありますけれども、あの合意文書見たって178万円を目指して書いてあるのです。178万円にするなんて一言も言っていないのです。そして、いつやるとも書いていないのです。これは毒まんじゅう食わされたなど、私は個人的には思っているところでもあります。これは議会の答弁としては余談でありますけれども、恐らく浮田議員と思いは同じではないかなと思っているところでもあります。

○1番（浮田孝雄君） 何回だ。まだいいかい。

○議長（後藤篤人君） 今度が最後です。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 町長の腹積もりは理解しております。体に気をつけて、北海道民のための地方自治、このぐらいの大きな考え方でぜひ活躍してください。

それでは、次に移ります。今度は教育体制についてお伺いしていきます。教育と一言で言っても内容は膨大です。教育基本法、学校教育法、そして学習指導要領の中で義務教育が現在進められております。大きく分けて学校教育、家庭教育、社会教育があります。憲法23条に学問の自由、26条には教育に関する権利と義務が述べられています。学問も教育もそれぞれ人間形成、社会形成の上で非常に大切であります。義務教育の概念、理念をどのようにお持ちなのか、まずお伺いいたします。

また、明治以降、尋常小学校、高等小学校、国民学校、そして昭和22年、学制改革によりようやく6・3製の体制となり、その後小中一貫、義務教育学校制と、文科省とし

ても暗中模索の現状であります。教育体制としてどうあるべきと考えているのかお伺いいたします。

また、昭和40年頃までは中学校を卒業する生徒の集団就職等がありました。社会的経済の貧困等難しい問題が山積する中……

○議長（後藤篤人君） 浮田君、すみません。暫時休憩させてもらっていいですか。質問が3番の、この紙による3番と……

○1番（浮田孝雄君） 3番。

○議長（後藤篤人君） 教育体制についてと義務教育についてというやつと質問が一緒になってしまっているのです。

（何事か言う声あり）

○議長（後藤篤人君） 大変申し訳ないのだけれども、一般質問の申込みのとき今の2つ別々に来ているものですから。

（何事か言う声あり）

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

今教育体制についてというところで、ここで1問お願いします。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 了解。

○議長（後藤篤人君） いいですか。

○1番（浮田孝雄君） 答弁してください。

○議長（後藤篤人君） では、答弁でいいですか。

町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の教育体制についてであります。私からは質問前段部分の義務教育の概念及び理念についてお答えをさせていただきます。

憲法第26条に国民は教育を受ける権利を有し、保護者は子供に教育を受けさせる義務があると定めております。戦前の義務教育は大日本帝国憲法の下、兵役、納税と並ぶ国家に対する義務でありましたが、戦後は日本国憲法の下、教育を受ける権利を保障するものとなったと解釈をしているところであります。明治40年、1907年でありますが、小学校令の改正によりまして義務教育の修業年限が4年から6年に延長され、義務教育の尋常小学校修了後、多くの者は実業学校に進学するか師範学校に進学するための高等小学校や高等女学校に進学し、ごく少数の者が中学校に進学し、さらにその中でも少数の者が高等学校、帝国大学へと進学することができたものであります。昭和22年、1947年、旧教育基本法、学校教育法の制定による小学校6年と中学校3年の6・3制、それに続く後期中等教育と高等教育は高等学校3年と大学4年間に一本化され、戦前の複線型教育体系から戦後は単線型教育体系へ変遷されたものであります。戦後の教育体系は、戦前、戦中のように国家の都合を優先して義務教育の修了後という早期の段階において個人の進路を固定化するという考えを排し、個人の人格の完成に必要な教育の機会を高等教育段階に至るまであらゆる個人に平等に保障することを目的としているところであります。

当由仁町の教育体制に関してましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 当町の教育体制に関しましては私のほうから答弁させていただきます。

戦後の教育体系では学校段階ごとに教育の目的が明示され、下からの接続が意図されています。例えば学校教育法第45条につきましては小学校から中学校への接続、同第50条につきましては中学校から高等学校への接続ということが事例です。しかし、一方では高校入試や大学入試、それから中1ギャップなどの問題があり、それらに対応するために6年一貫制の中等教育学校ですとか9年一貫制の義務教育学校が制度化され、年々増加傾向にあります。前回の町議会第3回定例会の答弁でも述べましたが、当町では小学校1校、中学校1校で、ほとんどの子供たちが由仁小学校から由仁中学校に進学します。このような学校は都心部では成立しません。私立学校でも中学校からの進学組と高校からの入学組があって、理想的な一貫教育というのはなかなか実現難しいのが現状です。当町ではこのような環境を最大限生かし、小学校から中学校までの9年間を縦でつないだ理想的な一貫教育課程を編成することができると考えております。

教育委員会といたしましては、現在の当町の学校施設を前提としながら、施設分離型の義務教育学校が理想的な形で設置できるかどうか先進事例の調査を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） ただいまの説明の中で小中一貫校のくだりがありました。そこで、ちょっとお尋ねしたい。当町の場合、一応6・3と、そういう体制を取っていると説明さ

れました。ところが、実際に日本列島を見ますと6・3制を取っている市町村、ここが僅か十五、六%です。ほかは違う学年の区別しております、6・3ではなくて。例えば4年、3年、2年だとか、5年、4年だとか。当町が6・3制を取った理由、全国的な調査をした上での6・3制なのか、そこをちょっとお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 6・3制は義務教育の小学校6年、中学校3年という制度決まっていますから、そこで6・3制を取ったと思っていますが、例えば令和2年度からの小中一貫校についても現在の小学校と現在の中学校を前提とした小中一貫教育制度、小中一貫校というふうになっておりますので、そういう意味では小学校6年、中学校3年の制度の中で小中一貫を進めていこうということで6・3制にしたというふうに判断しております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君、3回目です。

○1番（浮田孝雄君） 当町として小中の一貫校にしましょうと。そのときにはもう片方の義務教育学校、この調査はいたしましたか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 私が教育長になる前の話でございますけれども、その調査はしていないというふうに聞いております。

以上です。

○1番（浮田孝雄君） もう駄目。

○議長（後藤篤人君） 私の判断でもう一回だけ。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 石井教育長が就任される以前のお話と、そういう答弁ですけども、ここの一貫性、義務教育学校のほうに移る、移動するメリットのほうが大きければ、やはり小中一貫から義務教育のほうにシフトしていく考え方をしていかないと、結局また取り残される、子供たちがです、そういう事態になってくるのではないのでしょうか。その辺り早急に調べるなりしていただきたい。

それでは、次に行きます。昭和40年頃までは中学校を卒業する生徒の集団就職がありました。社会的経済の貧困等難しい問題が山積する中、高等学校への全員進学とはなりません。一体義務教育の義務とは何を指しているのでしょうか。また、義務教育を修了するだけで社会に対する適応力が確立すると考えているのでしょうか。見解を伺います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の義務教育についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、憲法第26条は教育を受ける権利と受けさせる義務を定めております。憲法第14条は法の下での平等、第13条は個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に関する権利、第19条は思想、良心の自由、第20条は信教の自由と宗教的中立性、第23条は学問の自由を定めております。また、旧教育基本法第3条では、憲法第14条を受けて教育の機会均等を定めています。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地にかかわらず、ひとしく教育を受ける機会を持っていると定めております。それを担保するのが義務教育制度であります。

義務教育の目的は、教育基本法第5条第2項に義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことと規定されております。すなわち、いかなる職業に就くにも共通に必要な普通教育の提供が重視されることとなります。さらに、その目的を実現するために学校教育法第21条には第10項にわたる達成目標が示されており、さらにその内容を教育課程に落とし込んだものが学習指導要領であります。

由仁町の取組につきましては、教育長に答弁をいたさせます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 学校教育のそもそもの目的は、教育基本法第1条にうたわれているとおり生徒個人の人格の完成にあります。これは、国家が求める理想的な人格を生徒個人に押しつけるものではありません。由仁町では、児童生徒一人一人が将来の夢を持って、それに向かって挑戦し続ける、そんな15歳を育てていくことが教育方針です。すなわち、目指す子供像は、豊かな国際感覚、異文化理解と人権意識を身につけ、国際社会に挑戦する人、ふるさと由仁を愛し、共に未来を創造し、夢に向かって挑戦する人です。その夢は人それぞれです。その夢の選択肢を広げていくこと、その夢に挑戦するための障害を取り除き、環境を整備していくこと、例えばVUCAと言われてます予測不可能な社会で生きていくための力、グローバル社会の中で活躍できる力などを身につけていくこと、これが由仁町の教育行政の役割です。今や中学校卒業者の高等学校進学率は98.7%と、ほぼ全ての子供が高等学校に進学します。当町では子供たち一人一人が夢を実現するために希望する進路に進むことができるよう、これからも支援をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） ただいまの答弁の中で教育基本法が出てきましたので、ちょっと触ります。

大日本帝国、昭和22年、ここで初めて今の教育基本法の元本、旧教育基本法、これが成立しました。これをひもといてみると、前文に朕はと、これには私もびっくりしました。

朕がこの教育基本法を發布すると。この朕の前文が消えたのは平成18年です。ほぼ60年間、実に不思議な教育基本法です。当然昭和20年以降、子供たちに対する教育、こうしましょうと、これは分かります。ところが、教育基本法できた後に、旧です、できた後、即刻日本国憲法が發布されたわけでしょう。それにもかかわらず、朕何がしが平成18年まで日本の教育の基本方針を發布している。これには私も心底びっくりしたのです。

先ほど質問したように義務、これが言葉だけの義務で、実際教育基本法の中で言われていること、当然これは由仁町が守っているはずです。また、学習指導要領についても守っているはずです。実際教育を受けている小学生、中学生、そっちの身になって考えてみてください。中学卒業時にここまで一つの社会に対する教育、どこが担当するのですか、これ。文科省が言っている学習指導要領または教育基本法を守っているから、これは説明になりません。実際先ほど教育長言われたように99.7%、0.3%の子供方が進学できない。中学卒業で終わっている。ところが、実際社会として昭和30年代のように労働力として中学卒業生を求めているのか。そうではないでしょう、今は。実際この義務、子供たちに対する義務教育の義務、これの担保は文科省が取るのですか、それとも由仁町の教育委員会の指導体制、ここに行き着くのですか。どうなのでしょう。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） まず、学習指導要領です。学習指導要領は、学校教育法施行規則によって教育課程編成の国家的な基準とされております。学習指導要領に法的拘束力があるかどうかというのは国や文科省と研究者の学説の間では見解が分かれています。しかしながら、文科省は告示という形、法形式によって法的拘束力を有するとしております。したがって、公務員としての教員による学習指導要領からの逸脱というのは法令違反として処分の対象とされているのが現状です。一方、学習指導要領は最低限の基準ではありますが、今文科省は教員の働き方改革の観点から学習指導要領に示した授業時数に合わせるように指導を強めているところです。ただし、各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、学習指導要領によらない特別の教育課程の編成が認められる特例があります。具体的には文科省に認可された研究開発学校ですとか、教育課程の特例校ですとか、授業時数特例校などもそうですけれども、一応義務教育学校もこの特例校として、特例というか、学習指導要領を基本にしながら学校段階間の接続を見通した計画的かつ接続的な教育を実施するための教育課程への特例が認めているということで、先ほど言われたように5・4制とか、4・3・2制とか、それぞれの学校の特色を生かした教育課程を編成しているということです。一方、学習指導要領が最低基準ですので、それ以上の取組は各自治体でいろんな取組が行われているということですが、実際に教育課程を編成するのは学校、それから先生方です。したがって、学校と先生方の力量が問われているというふうに思います。教育委員会としては、教育振興会とか、教員の研修会とか、そういうところを通じて先生方の研修にも力を入れていきたいというふうに考えています。以上です。

○1番（浮田孝雄君） 3回、2回。

○議長（後藤篤人君） 3回です。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 大変に難しいこれは問題です。難しいけれども、行政として子供に対する義務教育、このサービスはしっかりやっていると、受けたおまえが悪いのだよと、おまえが悪かったのだよと、こういう義務教育はやめましょう。

そこで、町長、お伺いしたい。今の教育長の説明の中に特別の授業のお話がありました。由仁町として、これは町長の政治判断です。政治判断のお話です。由仁の教育に足りない部分、由仁町独自で由仁町の子供方にこんな教育をしてあげたいと。過去にはありましたよね。そういう政治判断というのはどうでしょう。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、教育に対する私の考え方を少しかだけお話をさせていただきますが、義務教育に限らず、教育というものは、これは社会、経済、世の中の流れによって、あるいは時代の要請というのがあって、常に変化していくものだとは私は考えております。江戸時代には寺子屋、あるいは藩校を中心とした教育制度というものがあった。明治になったら文明開化の名の下に欧米列強先進国に追いつけ、追い越せという国家教育が推進されたと。そして、敗戦後新たな教育がスタートしたということでもあります。ですから、いつの時代になっても教育というのは人間形成のために必要な、これから未来に向けて生きていくために必要な学びをしっかりとサポートしていくものだとは私は思っております。ですから、今の教育制度が完全に正しいものだとは思っていません。これからも刻々と変化して、ましてその変化に対応した教育制度というものを推進すべきだとは私は思っています。

私は、町長として小学校、中学校の設置者であります。私は、教育に関しては、私の基本は孟母三遷の教えであります。孟子の母親は、孟子が小さい頃に火葬場の近くに住んでいたら葬式ごっこばかりやっていたというのです。それを愁う母親が市場の近くに引っ越したそうです。そうすると、商売のこと、遊びをしてお金勘定ばかりやっていたと。それを愁う母親が学校の近くに引っ越したと。そうすると、子供は今度は勉強するようになったと。これは中国の故事なのでありますが、このことが言わんとしていることは、子供は環境によって変わるといことなのです。その子供にとって一番いい環境を提供するのが政治家としての私の務めだと思っております。教育のものが不偏だとは考えておりません。

これからもこの時代の変化に対応できるようにしっかりと由仁の子供たちを支えるための教育、こういったものを推進したいと考えているところでもあります。よろしいでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 答弁ありがとうございます。

それでは、次に行きます。次は国歌、国旗の教え方についてお伺いいたします。国歌、国旗については平成11年、国の法律で認められました。小中の児童生徒に対しどのように教えているのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の国歌、国旗の考え方についてのご質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） この件につきましては私のほうから答弁させていただきます。

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定されて以来、学習指導要領にも明記され、小中学校においても国旗と国歌に関する教育が重要視されております。小学校では社会や音楽の時間に国旗、国歌が日本を象徴するものであるということを教えています。音楽では国歌を歌唱する指導を行っております。中学校では社会、特に公民分野で日本の伝統や文化を学ぶ中で国旗、国歌について指導を行っております。また、道徳教育として個々の価値観を尊重しながら、国旗や国歌を通じて国を愛する気持ちや公共の精神を育むことを目標として指導を進めております。学校行事では入学式や卒業式において国旗を掲揚し、国歌を斉唱しています。教育委員会といたしましては、今後においても学習指導要領に基づいて国旗、国歌の指導を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 学習指導要領の説明されていましたが、私がお聞きしたいのは由仁の小学生、由仁の中学生に対して国旗、これはこういうものですよと、また国歌、こういうものですよと、この教え方なのです。確かに指導要領の中には今言われたことが全部書かれております。問題は、教える先生がどのような教え方をしているか、子供の理解力がどこまであるか、これは幼稚園からですよ、教えていく、指導要領は。小学生、中学生だけではない。結局年端もいかない子供方にどういう教え方。例えば国歌いきましようか。古文で書かれている、口語体で書かれている文章を小学生、中学生にどうやって理解させるのですか。メロディーは、これは分かります。国歌ができたいきさつとか、国旗を掲揚したいいきさつとか、これはそれぞれ音楽、社会の中でどうやって子供に理解させているのですか。ということは、今月5日の日、それと13日と小学校、中学校の授業参観に私行ってきました。どういう授業しているのかなと思って見てきました。中には

元気はつらつの先生もおりまして、本当に生徒と向かい合いながら一生懸命教えておった。片やタブレットですか、しまいにはタブレットを持っていない子供方は何人もおられた。結局目の当たりを見て、一体どのような教え方しているのかなと実際感じました。それで、今回国歌、国旗の子供たちに理解させる教え方、またその教育によって子供方が理解しているのかどうか、ここはどうなのでしょう。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） まず、国歌についてですけれども、一応小学校の音楽の授業では1年生から6年生まで通じて国歌を歌えるようにというふうに音楽の授業でやっております。したがって、歌詞の意味も分からずに歌うというと、昔大ヒットしたぴんからトリオの「女のみち」で小学生が歌詞の意味も分からずに歌っていましたが、小学校で君が代を歌うということは、それぞれの学年に応じた君が代の意味を小学校で教えている、音楽の教科書にも載っている。最初からストレートに教えるのではなくて、それぞれの学年の理解に応じて歌詞の意味を教えて歌っているという形になります。

国旗については、中学校の社会で国旗、そもそも今の国旗が江戸時代にどういうふうにして使われていたか、それがどういうふうにして日本の国旗になったかというのは社会の歴史の分野で教えている。これは教科書に載っております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 今度3回目ですから。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） やはりそこはもっともっと丁寧に子供方に教えてあげていただきたい。まず、各課長さん方、もう皆さん子育て終わっていると思うので、考えてみてください。自分たちの子供が小学校時代にうちへ帰ってきて、父さん、今日国歌習ったよって、国旗習ったよって、こういうような接点ありましたか。そこなのです。国旗に至っては戦争に負けて、GHQから日章旗は掲げてはいかぬよとやられました。そういう代物です。国旗ではないのです。それを子供方に教えましょうと。国歌にしてもそうでしょう。古文体の文章を小学校1年生から小学校6年生は理解できるはずはない。課長の一部で君が代の歌の内容覚えている方いらっしゃいますか。いませんか。教育長、そこです。非科学的な文章でしょう、君が代の文章は。違いますか。科学から完全に逸脱して、小さな石が年数たてば大きくなりますよって、こんな話どこにあるのですか。それを義務教育の中で子供に教える。これはどこか違いますか。これ最後です。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 君が代の歌詞の意味ですけれども、江戸時代から、それから明治期、それから戦後とそれぞれ歌詞の意味変遷していると思うのです。具体的にその意味どうこうというのはちょっと今ここではお話しする場ではありませんので、それはまた後ほどゆっくりとお話しできたらと思いますけれども、指導の仕方については学習指導要領

なり教科書なりの範囲で指導する以外に教育委員会からこう指導せいというふうな具体的な指導の仕方まで介入するのは私は教育行政としてはよくないことだと思っておりますので、そこは先生方の力の範囲内でやっていただくと。そのための研修はやっていきますけれども、具体的な教え方、内容まで介入することはなかなか難しいと思います。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） それでは、時間が時間ですので、最後に行きます。

これは部活動及びクラブ活動についてお伺いします。小学校、中学校におけるクラブ活動、部活動への指導体制において中学校の部活動への体制が過年度から問題となっております。この部活動は教育課程外として扱われています。同じ義務教育の中でクラブ活動は教育課程、部活動のほうは教育課程外と指導要領が違うのは何故なのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の部活動、クラブ活動についてのご質問につきましては、教育長から答弁をさせます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） この件につきましては私のほうから答弁させていただきます。

小学校では学習指導要領の特別活動の中で児童会活動や学校行事と同じくクラブ活動が位置づけられており、教育課程とされております。一方、中学校の部活動は生徒の自主的、自発的参加ということで生徒自らの選択により行われる活動と。したがって、教育課程外、課外活動でありながら、学習指導要領では学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するものというふうにされております。中学校の部活動は教育課程外であるにもかかわらず、顧問は教員が担っているということが課題になっています。教育委員会といたしましては、学校、地域、保護者、行政が連携して改善に向けた取組が必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 特に部活動、こっちのほうは今政府でも一生懸命働き方改革をしましょうと、これは先生方に対してもそうです。ところが、実際由仁町を見ても小学校で1名、中学校で1名、再任用が4名。この教員の扱い方、正規雇用と非正規雇用で今由仁町の小中学校の体制ができています。教育基本法の第9条に、教員については、その使命と職員の重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実を図りなさいと、こう規定されているのです。この非正規雇用というのは、これは意味は私は分かっていますが、義務教育の囲みの中で片や正規の教員がいますよと、同じ学校に非正規の教員もいますよと、これは雇用の仕方に問題があるのか、

正規雇用の先生方の例えば育休だとか休暇に対する補充員で非正規雇用を採るとか、理由はいろいろあるでしょう。だけれども、義務教育の全般からいったらこういう取扱いというのは私には分からない。なぜそこに義務教育の中で非正規の先生が存在するのかというのが分からない。それ説明できますか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 先ほどの質問ですけれども、由仁町の小学校、中学校で非正規雇用というか、先生は確かに6人おります。うち4名が再雇用、定年になったその後の延長の定年再雇用の先生です。これは今後定年が毎年1年ずつ延長されるに従って再雇用の期間が減っていきますから、最終的にはなくなるのかなというふうに私は思っています。あと2人は任期制、期限付の教員ということで、一応正規の教員採用試験には合格しなかったけれども、実力があるということで任用している先生が2名います。皆さんそれぞれの教科の教員免許は持っておりますので、一応教員免許を持った方が、それなりの実力を持った方が教えているということであります。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 時間がありませんので、急ぎます。最後です。児童生徒の各学期末終了後の成績評価についてお伺いします。どのような評価をしているのか教えていただきたい。また、評価について改善しなければならない点があるのかどうか、2点についてお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の児童生徒の各学期終了後の成績評価についてのご質問につきましては、教育長から答弁させます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） この件につきましても私のほうから答弁させていただきます。

当町では小中学校ともに2学期制を取っております。前期と後期の2回、学期終了後に成績評価を行っております。成績評価の主な目的は、学習状況の把握、児童生徒の成長記録、指導改善へのフィードバック、保護者や本人への情報提供であります。個人の学習内容の理解度や定着度を記録し、学力や学校生活の進歩を評価結果を通じて保護者や児童生徒に伝えるということであります。具体的な成績評価の方法といたしましては、単元テストや中間、期末テストの結果だけではなく、ペーパーテスト以外の授業中の発言ですとか取り組む態度、それから課題や宿題などの提出や達成度など様々な角度から学習指導要領に基づき知識、技能の習得、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力の評価を行っております。評価結果は通知表を通じて保護者及び児童生徒へ通知するだけではなく、各学校では各教員が評価を共有し、校内全体で児童生徒の課題や伸ばすべきポイントを明確化し、

授業の改善や指導計画の見直しに努めております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 小学校は3段階、中学校は5段階の成績評価をされていますね。私たちのときは、やはり小学校も5段階でした。中学校も5段階。この3段階の評価の仕方、これを詳しく教えていただきたい。これが第1点。

それと、先ほどから教育長が発言している学習指導要領、文科省の、これの国の監査というのは実際あるのですか。指導要領を全部由仁町できましたよと、学習指導要領を守って教育指導していますよと、ですからいいでしょうと、こういう話にはならないと思います。それで、先ほどご質問した小学校の3段階の評価の仕方、それと時間がないですから、もうついでに聞きますけれども、中学校の5段階のうちの3のランクの生徒、小学校の3ランクのうち一番最下位のランクの児童、これらに対するアプローチというのは家庭に求めているのですか。家庭教育の中でやってくださいよと。実際に義務教育9年間終わった時点で卒業された生徒のうち成績評価の4ランク以上、この辺りの比率というのはつかんでおりますか。

それと、もう一点、成績評価4以下、この生徒に対する教育、これは例えば高校時代みたくもう一年留年して勉強していけよとか、これはないですね。そうすると、成績評価4以下の生徒はそのまんま高校に進学するか、社会に出るか、当然ここに生徒間同士の格差が生まれるでしょう。そういう教育体制というのは由仁町としてはどのように取っていらっしゃるのか。答えられるだけでいいです。お聞きします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） ご質問の最初の小学校の3段階、中学校の5段階、それぞれ1、2、3の基準というか、どういうふうなものが5でどういうふうなものが4でという基準につきましては、ちょっと今手元にないので、また後から報告させていただきます。

なお、我々の時代も多分小学校の1、2年生は3段階だったと思います。多分そうだったと思います。

それから、中学校での4ランク以上の生徒の比率というのもちょっと私も今まで調べたことありませんので、これまた学校のほうへ聞いて答えさせていただきます。ただ、今は生徒たち5、4、3、2、1を比例配分しているわけではありませんので、それぞれの生徒の実力に従って5だったり、4だったり、3だったりをつけているということです。評価というのは、やはり生徒個人個人の達成度をはかる指標になりますので、先生が全員3をつけるとか、全員4をつけるということはありません。ないことはないですけれども、もしかしたらあるかもしれませんけれども、そういうものではありません。生徒たち個人個人の達成度、それから成績の状況、生活態度等々を全部含めて総合的に評価をするものです。したがって、全員同じ評価を無理やりするということはありません。たまたまそうなる可能性はありますけれど

も、ということでございます。こんなところで答えになったでしょうか。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 大変難しい、教育は難しい問題です。こんな短い時間で議論かけてもなかなかこれは答え出ない、これは私も理解しております。とにかく由仁町の児童生徒に対してそごのないように、持てる力いっぱい出して、とにかく教育をお願いしたい。

それで、町長には、9月に町長が答弁されたように、町民にとって必要なものとはにかく私はやるのだと、残せるものは残すのだと、そしてきらりと光る自治体に何とかしたいのだと、その趣旨には私も大賛成です。何とか体に気をつけて力を出し切ってほしい。

以上です。

○議長（後藤篤人君） いいですか。

○1番（浮田孝雄君） 質問を終わります。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 承認第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、令和6年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、急遽衆議院が解散したことに伴い、10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る費用などを追加したものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第1号 由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで将来にわたり誰もが安心して住み続けられる定住自立圏の形成に向けて、定住自立圏形成協

定の締結等に関する事項について議会の議決すべき事件とすることを条例で定めようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第1号 由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

本条例につきましては、定住自立圏の形成に向けて本年5月に岩見沢市が圏域において中心的な役割を担う中心市宣言を行ったところであります。今後南空知4市5町が定住自立圏を形成するに当たり、岩見沢市とそれぞれの市町の間で1対1の協定を締結する必要がありますが、総務省の定住自立圏構想推進要綱において、この協定は地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決が求められていることから、協定の締結などに関する事項について議会の議決すべき事件とする条例を制定するものであります。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書の3ページをお開き願います。由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例。

本則では、地方自治法及び定住自立圏構想推進要綱の規定に基づき、定住自立圏の形成協定の締結または変更、定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告について議会の議決に付すべき事件とするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） この定住自立圏についての今回条例をつくりましょうと。条例ができてしまえばなかなか身動きが取れなくなると。それで、何点か質問します。これは、私たちには一応定住自立圏構想、表向きの表題はそういう表題で来ていますけれども、中身からいうと、これは早く言えば明治、それから昭和と、最終は安倍政権と、道州制という日本列島のくくり方、その北海道を細分化するくくり方が定住自立圏と。広域連携をなさいよと。これは平成の大合併が終了して間もなくこの広域連携というものが総務省から発令されます。実際に今回資料で提示された内容を見ていくと、これは明らかに道州制、もう一つは北海道の中を細分化してくくってしまうと、大体今のところ14、今後増えていって20ぐらいと。これは平成の合併のときの総務省の北海道基準と同じなのです、実は。それで、町長にお伺いしたいのは、このような情報というのはないのでしょうか。純然たる広域連携でこの定住自立圏をくくると、こういうことなのでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問にお答えいたします。
そのような情報はございません。

○議長（後藤篤人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第1号 由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第8、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部改正により禁錮を廃止し、拘禁刑を創設したことに伴う改正をしようとするものであります。

それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたしますので、議案第2号資料、新旧対照表を御覧ください。1ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第17条の3及び第17条の4中「禁錮」を「拘禁刑」へ改めようとするものであります。

次のページになりますが、附則として、第1項は施行期日で、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

第2項は、経過措置で、刑法等の一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪に起訴された者は、改正後の職員の給与に関する条例第17条の4第1項及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、条例の基準であります内閣府令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、家庭的保育事業所等における満3歳以上の児童に対する保育士、保育従事者の配置基準が見直されたことから、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第3号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第29条は、小規模保育事業A型の職員に関する規定で、内閣府令で定める最低基準が改正され、保育士、保育従事者の配置基準が満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき職員1人から15人につき1人へと、満4歳以上の児童おおむね30人につき職員1人から25人につき1人へと改正になったことから、第2項第3号中「おおむね20人」を「おおむね15人」に、同項第4号中「おおむね30人」を「おおむね25人」に改めようとするものであります。

また、第31条第2項、小規模保育事業B型、第44条第2項、保育所型事業所内保育事業所、2ページをお開き願います。第47条第2項、小規模型事業所内保育事業所における保育士、保育従事者の配置基準につきましても第29条第2項と同様の理由によりそれぞれ改めようとするものであります。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

第2項及び第3項は経過措置で、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間なお従前の例によるものとしますが、改

正後の配置基準を満たすよう努めなければならないものとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第4号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法施行規則及び条例の基準であります厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第4号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準の一部を改正する省令の施行により引用する規定にずれが生じることから、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第4号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第13条は、指定介護予防支援の業務の委託の規定で、介護保険法施行規則の改正により地域包括支援センター運営協議会を引用している同条第1号の規定にずれが生じたため、改正案のとおり改めようとするものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第5号 令和6年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額並びに畑地化促進事業補助金の追加などで、歳入では道支出金及びふるさと寄附金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和6年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第6号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では財政調整基金への利子の積立てなどで、歳入では社会保障・税番号システム整備費補助金の追加などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長(後藤篤人君) 日程第13、議案第7号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では総務費の減額及び保険給付費の増額などで、歳入では負担金及び交付金の増額並びに繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長(後藤篤人君) 日程第14、議案第8号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合事務費の減額及び保険料等負担金の増額、歳入では保険料の増額及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 住民課長

○住民課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長(後藤篤人君) 日程第15、議案第9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の異動に伴う人件費の減額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第10号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額及び給食業務委託料の計上などで、歳入では人件費の整理に伴う一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長(後藤篤人君) 日程第17、議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額などで、歳入ではサービス収入の減額及び一般会計繰入金が増額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議長(後藤篤人君) 日程第18、議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の異動に伴う人件費の減額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号

○議長（後藤篤人君） 日程第19、議案第13号 南空知消防組規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 南空知消防組規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、北海道との協議において附則の一部を改める必要が生じたことから、規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第13号 南空知消防組規約の変更について内容の説明をいたします。

本規約の変更については、本年6月に開催された第2回定例会で組合経費の支払い方法を変更するため議決をいただいているところでありますが、議決後の北海道と南空知消防

組合との協議において附則の一部を改める必要が生じたことから再度の依頼を受けたもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

改正部分の説明は新旧対照表で行いますので、議案第13号資料を御覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

このたびの改正は、附則中「北海道知事の許可のあった日」を「北海道知事への届出の日」に改めようとするものであります。

附則であります。この規約は、令和7年1月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 南空知消防組合同規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お伝えいたします。

当初予定しておりました日程を終えましたが、このまま議事を進めてまいります。

◎日程第20 議案第14号

○議長（後藤篤人君） 日程第20 議案第14号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第14号 農業委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、農業委員会委員に欠員が生じたため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、山田正人氏を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

山田氏は、人格高潔で農業に関する豊かな識見を有していることから、適任であると考えておりますので、提案した次第であります。

なお、委員の任期につきましては、法第10条第1項の規定により任命の日から前任者の残任期間である令和8年7月19日までであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

議案第14号 農業委員会委員の任命については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第21 会議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第21、会議案第1号 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

このたびの改正は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議員各位のご賛同を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理

由といたします。

○議長（後藤篤人君） 事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 朗読いたします。

会議案第1号 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月17日提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、大畠敏弘であります。

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第22、意見書案第1号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 朗読いたします。

意見書案第1号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年12月17日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） これから採決を行います。

意見書案第1号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第23、意見書案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 朗読いたします。

意見書案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年12月17日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) これから採決を行います。

意見書案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長(後藤篤人君) 日程第24、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(後藤篤人君) これで本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和6年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 3時12分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

8 番 議 員 早 坂 寿 博

1 番 議 員 浮 田 孝 雄